

# 令和2年7月1日から、中間検査の特定工程を指定します

道では、令和2年7月1日から建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づく中間検査の特定工程を指定します。これにより、中間検査の申請が必要になりますので、ご注意ください。

## 指定の概要

### 1 対象区域

北海道全域

※札幌市、函館市、小樽市、釧路市、苫小牧市、室蘭市、旭川市、帯広市、北見市、江別市を除く。

### 2 対象建築物

階数：3階以上

用途：共同住宅

構造：木造 又は 鉄骨造

※法第68条の20第2項に規定する認証型式部材等によるものや、法第85条第5項又は第6項による仮設建築物は対象外

### 3 特定工程

主要な構造	各工程	
	特定工程	特定工程後の工程
木造	構造耐力上主要な <u>軸組の工事</u> ※ ※枠組壁工法にあつては、耐力壁の工事	構造耐力上主要な <u>軸組</u> ※を覆う <u>内装工事</u> 又は <u>外装工事</u> （屋根ふき工事を除く。） ※枠組壁工法にあつては、耐力壁
鉄骨造	鉄骨造の部分において、 <u>初めて施工する階の建方工事</u>	構造耐力上主要な部分の <u>鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事</u> 、 <u>壁の内装工事</u> 又は <u>外装工事</u> （屋根ふき工事を除く。）

※特定工程後の工程とは、中間検査合格証の交付を受けるまで施工してはならない工程です。

### 4 施行日

令和2年7月1日（水）

※施行日以後に確認申請を提出するものから対象

#### お問い合わせ先

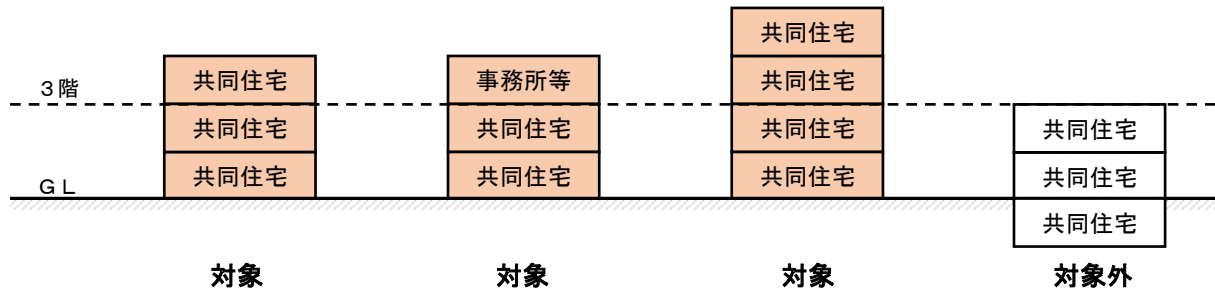
北海道建設部住宅局建築指導課建築基準係

TEL：011-231-4111（内線 29-476） FAX：011-232-0143

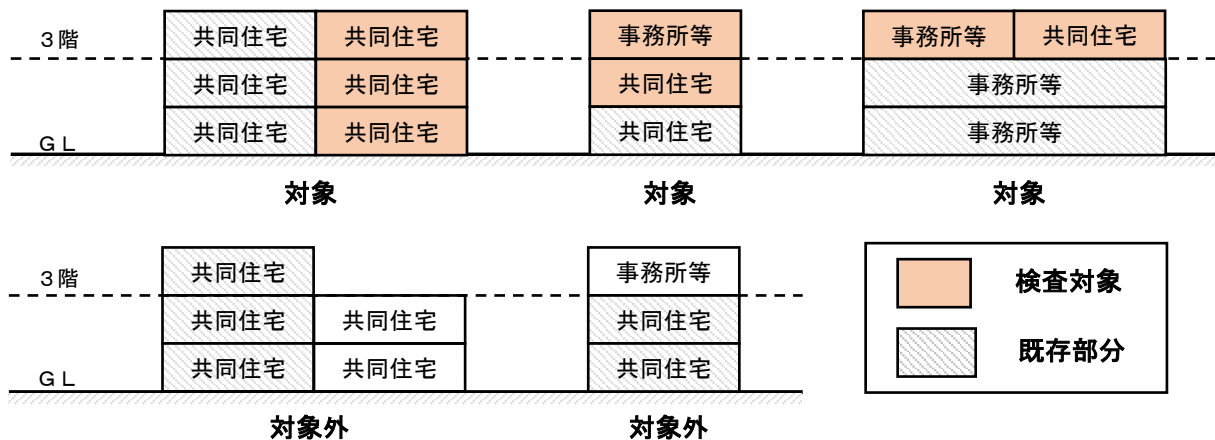
Mail：kensetsu.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp

## 対象建築物のイメージ

### 《新築の場合》



### 《増築・改築の場合》

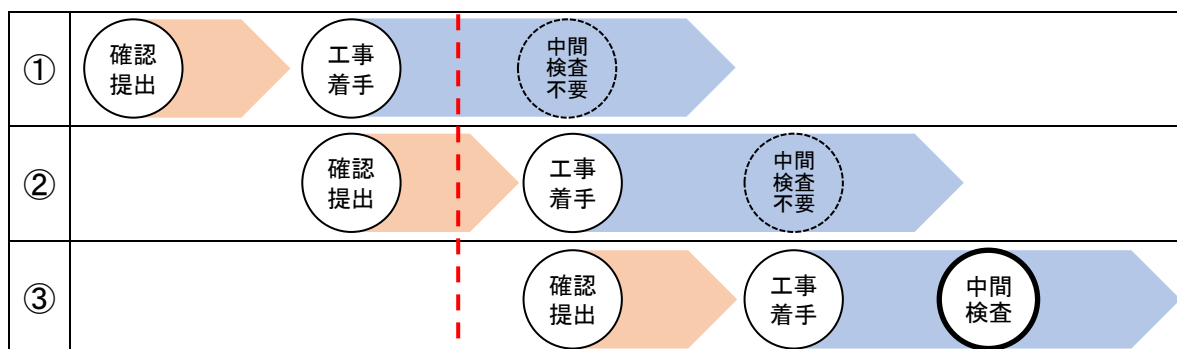


### 《その他の留意事項》

- 「主要な構造」とは、1の構造の場合はその構造を、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のもの（最大のものが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終了した部分の構造）。
- 建築物の工区を分ける場合は、初めて特定工程に係る工事を行った工区の工事に係るものに限る。

## 適用時期のイメージ

### 施行日（7月1日）



※施行日以後に確認申請を提出するものから新たなルールが適用され、特定工程を終了した時点で中間検査を受ける必要があります。施行日前に確認申請を提出したものは、中間検査を受ける必要はありません。